

嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト 事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領では、見出しの業務委託先の選定に関し、公募型プロポーザル方式による企画提案（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト事業計画策定支援業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（金）まで

(3) 業務内容

別紙「嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト事業計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 限度額

19,350,000円（消費税額および地方消費税額を含む。）

※上記の金額は、本業務の調達における提案単価の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 本業務の委託

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。協議が不調の場合は、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

(6) 注意事項

- ・ 本業務については、令和8年度福井県一般会計予算補正予算案（6月補正）の成立を前提とするものであり、福井県議会において当該予算が議決されない場合は、委託契約を締結しない。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 参加資格確認申請書類の提出期限の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 参加資格認定の日において、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有していること。
- (6) 本実施要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (7) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (8) 福井県内に本社、支社または営業所等の業務拠点を有すること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体も可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成するすべての事業者は、参加資格（1）から（6）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格（7）から（8）の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうち最大の出資割合であること。
 - オ 共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員として参加しないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、

または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 参加資格審査の結果通知日までに、提案者が前述の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案上限金額を超える場合
- (3) 2案以上の企画提案をした場合
- (4) 提出書類に不足がある場合
- (5) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (6) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (9) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (10) 審査会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に相談を行った場合
- (11) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- (12) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

5 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領等の公示日・配布開始	令和8年7月7日(火)
参加資格確認書類提出期限	令和8年7月21日(火) 17時
参加資格の確認結果通知	令和8年7月23日(木) ※予定
質問受付期限	令和8年7月24日(金) 17時
企画提案書提出期限	令和8年7月29日(水) 17時
審査日	令和8年7月31日(金)
審査結果通知日	令和8年8月3日(月) ※予定
契約締結	令和8年8月7日(金) ※予定

(2) 実施要領等の配布

福井県文化課ホームページよりダウンロード可。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/index.html>

(配布期間：実施要領の公表日から令和8年7月21日(火) 17時まで)

(3) 参加資格確認書類の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の書類を提出し、受理されなければならない。

なお、期日までに書類を提出しない場合または書類に不備がある場合は受理しない。

ア 提出物

- (ア) 参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- (イ) 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し
- (ウ) 福井県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
- (エ) 会社概要（パンフレットなど業務内容を確認できる書類。写しでも可。）
- (オ) 共同企業体を結成してプロポーザルに参加する場合、共同企業体協定書
（参考様式1に準じるもの）

イ 提出期限

令和8年7月21日（火）17時まで

ウ 提出方法

電子メールにより電子データで提出

※送付後は必ず電話でメールの到着確認を行うこと

※電子メールには、連絡先（所属、担当者名、電話番号、メールアドレス）を明記すること。また、約10MB以上のファイルは受信できないため、ファイル容量が大きい場合は、下記リンクから「福井県大容量ファイル送信フォーム（交流文化部）」にアクセスし、文化課を選択して送付すること。

[【Bok Form】](#)

(4) 参加資格の確認結果通知

- ア 参加資格確認書類等により参加資格の確認を行い。参加資格を有する者に対してはその旨を書面（電子メール）により通知する。
- イ 参加資格を有しない者に対しては、参加資格がないと判断した理由を付し、書面（電子メール）により通知する。

(5) 質問事項の受付

募集要領、仕様書等の内容について、下記のとおり質問を受け付ける。

ア 質問受付期間

令和8年7月24日（金）17時まで

イ 質問方法

様式2「質問書」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。
電話や訪問による口頭や対面での質問は一切受け付けない。

ウ 電子メールの件名

【質問】嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト事業計画策定支援業務について（会社名）

エ 質問への回答

質問者への回答は、電子メールにより速やかに参加申込書提出者全員（共同企業体の場合は、代表構成員）に対して回答する。ただし、提案内容の核となる質問内容については、質問者に対してのみ回答する。

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出物

別添の仕様書を参照のうえ以下の企画提案書等を作成し、期限までに提出すること。

すべてA4サイズ、長編綴じとすること。A3折込みなどは混在させない。

項目	内容	部数	備考
表紙	会社名、担当者名、連絡先等を明記すること。	1	様式3
企画提案書	<p><u>企画提案書には、下記内容を必ず記載すること。</u></p> <p>○プロジェクトの目的がクリエイティブな人材（アーティスト、デザイナー、美術大学生など）との協働を切り口に、嶺南地域の新たな魅力を創出・発信し、交流人口の増加や地域コミュニティを活性化することを通じて、地域の新たな担い手や観光その他産業等を育成することであることから、テーマを「育ち」と想定し、以下の（ア）～（キ）について提案すること。</p> <p>（ア）本プロジェクトのコンセプト、名称、キャッチコピー案</p> <p>（イ）県が想定している主要プログラム（別紙1 P3①～③）についての具体的な提案</p> <p>（ウ）住民向けワークショップの企画案</p> <p>（エ）アンケートの企画案</p> <p>（オ）シンポジウムの広報・運営案</p> <p>（カ）その他提案者の独自企画案</p> <p>（キ）提案者のノウハウや知識・経験を活かした県、市町、ディレクターチームとの連携・協働の工夫</p> <p>○運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の実施に係る人員体制 ・複数の事業者が共同で提案する場合は、各事業者がどの業務を実施するかについても記載すること。 <p>○業務実施スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務開始から完了までのおおまかなスケジュールを記載すること。 	5	<p>様式任意</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 ・別紙2
見積書	本業務を実施するために必要な項目ごとに、単価、金額を記載すること。	5	参考様式2 (任意様式可)

イ 提出方法

紙資料および電子データでそれぞれ提出すること。

(ア) 紙資料

持参または郵送（郵送の場合は書留など追跡が可能な方法とし、期限内必着とする）

(イ) 電子データ

電子メール（送付後は必ず電話でメールの到着確認を行うこと）

※電子メールには、連絡先（所属、担当者名、電話番号、メールアドレス）を明記すること。また、約10MB以上のファイルは受信できないため、ファイル容量が大きい場合は、下記リンクから「福井県大容量ファイル送信フォーム（交流文化部）」にアクセスし、文化課を選択して送付すること。

[【Bok Form】](#)

ウ 提出期限

令和8年7月29日（水）17時必着

エ その他

(ア) 受理された企画提案書は、一切その修正を認めない。

(イ) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提出者が負うものとする。

6 審査会の開催

別に定める審査会において、下記のとおりプロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者1者を選定する。ただし、総得点の最も高い企画提案者が最低限の基準（満点の6割以上）に達していない場合は、この限りではない。

なお、審査対象内容、評価基準については、別紙3「プロポーザル審査基準」とおりとする。

(1) 日時および方法

令和8年7月31日（金）Web会議（Microsoft Teams）

※正式な時間および方法については、後日改めて参加者に通知する。

(2) 参加者

参加者は3名以内（共同企業体の場合は5名以内）とすること。

(3) プレゼンテーション時間

1者（1共同企業体）あたりプレゼンテーション15分+質疑10分程度

(4) プレゼンテーション方法

事前に提出済みの企画提案書および見積書に基づき、プレゼンテーションおよび質疑応答を行う。

7 選定結果の通知

審査会に参加した全ての応募者に対し書面（電子メール）により通知する。
なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と選定された企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

9 参加資格確認書類・質問書・企画提案書等の提出および本業務の問合せ先

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課文化振興グループ

(担当：後藤、田中)

住 所：〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電 話：0776-20-0580

E-mail：bunka@pref.fukui.lg.jp